資料４

これまでの検討会における主な指摘・意見について

【施設の範囲等について】

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
1	2回	笠松委員	構造基準を適用する範囲を明確にすべき。	「施設の範囲」については、基準や指針等の具体化の中で範囲の検討を行う。 指針及びマニュアル（Ⅲ）でわかりやすく説明する。
2	2回	巣山委員	施設の範囲を明確にすべき。配管はどこまでか、排水施設はどこまでか。	
3	3回	山本委員	鉱山の施設の対象の範囲を明確にすべき。	
4	3回	巣山委員	「施設の周囲」の“周囲”を、明確に定義してほしい。	「施設の周囲」については、基本的には、設備本体の周囲であって、防液堤等の設置される範囲内とする。個別に検討を要するケースがあれば基準や指針等の具体化の中で検討。 指針及びマニュアル（Ⅲ）でわかりやすく説明する。
5	3回	笠松委員	特定事業場の概念について整理が必要。例えば、水濁法施行令別表１の74の共同処理施設は、いろいろな工場から汚水を集めてきて処理する施設だが、この場合の特定事業場の概念はどうなっていたか。	水濁法にいう特定事業場の範囲には、特定事業場を管理する者の管理責任の及ぶものすべてが含まれる。
6	3回	巣山委員	施設の範囲の考え方がバラバラにならないよう、神奈川県がWEB公開しているような記載例（届出の様式）があると分かりやすい。マニュアルに掲載してほしい。	【資料６】に神奈川県の事例を掲載。 様式の見直しと併せ、届出に関する解説として、記載例を指針又はマニュアル（場所は検討）への記載を検討。

【漏えいの点検・検知手法等について】

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
7	3回	杉本委員 細見委員	・ECなどは絶対的な数値を示すことが難しいので、含みを持たせた記載の方がよい。 ・注意レベル、警報レベルという形でマニュアルに記載することを検討してはどうか。	【資料７】にEC等の測定事例を掲載。 EC等を用いた漏えい評価方法について、指針及びマニュアル（Ⅳ-2 2）にわかりやすく記載。
8	3回	及川委員	点検方法は、労力（頻度・手間）とコストなどの関係を整理してほしい（中小企業の負担の観点、マトリックスによる整理か）。	【資料８】にコスト事例を整理。 マニュアル（Ⅳ-2 3）に記載。

【地下水汚染の未然防止のための措置（素案）等について】

記載方針について

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
9	3回 2回	安藤委員	・答申の趣旨を踏まえ、性能・機能を規定する表現とすべき。 ・既設では、性能において点検管理が構造に代替するものとすべき（猶予期間）。（床の規定も例示） ・具体的な内容は指導指針あるいはマニュアルに位置づけるものにされたい。	可能な限り性能・機能を規定するが、具体的な内容が全くないとかえって事業者、都道府県等において混乱が生じることも考えられる。

10	2回	岸川委員	構造については、目視で点検又は検知できる構造が基本とすべき（設備は可能な限り地面から離し、地下では二重構造等点検が比較的容易な構造に。対応が困難であれば、通常状態で漏えいしない構造と併せ対応可能な範囲で早期発見に向けた管理を）。 また、施設規模の大小は問わない形とし、性能基準によるべき。	【資料１４】（素案）を参照。
11	2回	岸川委員	・点検・管理について、定期的な点検・管理の結果を一定期間保存し、特に小規模事業所において日常的な点検管理が重要（貯蔵タンクの液量チェックなど）。 ・事業所単位に点検実施要領を作成することを義務づけ、事業者が実施。特に既設に対しては、日常の点検管理が極めて重要となり、きちんと実施する体制が必要。	
12	3回 2回	笠松委員	・構造で十分な対応ができない場合に、点検頻度を上げて補うという整理が必要ではないか（あるいは逆の観点）。 ・小委員会では既存施設に対しては点検の頻度を増やすといった議論があった。	
13	2回	巣山委員	漏洩の防止と地下浸透の防止が混同されている。切り分けた方がいい。二重のバリアの両方は必要なく、どちらかでもリスクを下げることができる。	
14	2回	山本委員	構造と点検の組合せの仕組みを考えるべき。両方だと過剰になる。	

既設について

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
15	3回 2回	岸川委員 笠松委員 巣山委員	・既設で構造に対する要件が無いのは答申の趣旨から外れないか。（神奈川では6年で全体を取り払って全体が対応できた） ・100%適用できない施設はどうしても出てくるので、それを救う規定は必要ではないか。	【資料１４】（素案）を参照。 ※既設については、基本は答申のスタンスであるが、どうしても出来ないところは特別な措置を考えるという方向もありうるので、既設と新設は差を付ける方向で検討。

個別具体的な指摘

No.	検討会回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
16	2回	古米委員	構造か検知の選択なのに、両方を求めている部分があり、整理が必要。	【資料１４】（素案）を参照。 一律の基準がなじまない業種、施設については更に検討。
17	2回 3回	永田委員	・めっき業は零細企業が多いが、既存施設に対する配慮が必要。 ・既存施設は構造的な対応を猶予するのではなく、点検で代替できることにしてほしい。	
18	2回	山本委員	鉱山の排水処理施設は特殊であり、一律の基準は適用しにくい。	
19	3回	安藤委員	それぞれの記載内容のレベルを揃えた方が良い。 例えば、床面（①②）と排水溝（①②）の記載レベル 周囲（②ステンレス製の受け皿設置）と地下貯蔵施設等（2-3①腐食防止や強化プラスチック製の二重タンク）の記載レベル	
20	3回	安藤委員	床面の「材質及び構造」の規定は例えば「材質の構造物」などとし、床面の材質がコンクリート製に限定せず、同等の性能を有するもの（ゴム材等）を許容する表現としてほしい。	【資料１４】（素案）を参照。 指針及びマニュアル（Ⅳ-1 2）にわかりやすく記載。
21	3回	巣山委員	地上2階や4階の施設では床面対策が不要として、漏えいがわかるレベルでよいか。	
22	3回	巣山委員	「二重殻タンクと同等以上の強度を有する」とあるが、消防法では既設で内側にライニングを施すことも可能としている点も留意すべき。	【資料１４】（素案）を踏まえ更に検討。

23	3回	杉本委員 巣山委員	「有害物質を含む水」という表現には違和感がある。“水”を“液体”とした方が良いのではないか。	水質汚濁防止法、施行規則において、統一した表現となっており、法令上はこのままとする。 指針及びマニュアル（Ⅲ-3）にわかりやすく記載。
24	3回	山本委員	防液堤は、流出物をポンプアップして処理することも考えられるので、必ずしも流出物全量を貯留できる容量を確保する必要はない。	【資料１４】（素案）を参照。 指針及びマニュアル（Ⅳ-1 2）にわかりやすく記載。

その他意見

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
25	3回	巣山委員	検知手法や点検方法を考える際、水より重い物質は下に移動するので、検知管ではとらえられない点に留意すべき。	【資料８】を踏まえ、更に検討。
26	3回	巣山委員	点検義務については、他法令の規定との重複を確認してほしい。	【資料９】に整理した結果を掲載。 同じ点検を複数の法令に基づいて実施したことにはできるが、記録は別々に行い、保存する必要がある。

【指針及びマニュアルの記述方針等について】

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
27	2回	巣山委員	硝酸性窒素については対象とならない、別途対策を行うことをマニュアルにも明示すべき。	【資料１５】（指針・マニュアル記載内容骨子案）参照。 指針又はマニュアル（Ⅰ-1）に記載。
28	2回	岸川委員	記録の保存は、マニュアルでは３年以上を指導した方がいい。	【資料１５】（指針・マニュアル記載内容骨子案）参照。 指針及びマニュアル（Ⅳ-2 2）に記載。
29	3回	岸川委員	自治体条例の方が厳しい場合もあるので、指針・マニュアルにおいてはその旨を記載した方が良い。	
30	3回	小黒委員 細見委員	リスクコミュニケーションにはどのような内容を予定しているか？（具体的な内容は今後検討（※MOEの制度やマニュアル等がひとまずのベースか）） リスクコミュニケーションの良い事例があれば、提案してほしい。	【資料１０】に事例を整理。 指針及びマニュアル（Ⅵ-1）に記載。
31	3回	巣山委員	支援措置については、補助金などの支援制度を検討してほしい。	支援制度等の情報収集中。
32	3回	巣山委員	土対法第３条調査義務との関係を整理してほしい。	【資料１５】（指針・マニュアル記載内容骨子案）参照。 指針及びマニュアル（Ⅰ-3）に記載。
33	3回	巣山委員	法改正対応として施設を更新する費用（施設の除却費用）と、環境負債（汚染対策コスト）の関係などを整理してほしい。	【資料１１】で事例を整理。 マニュアル（Ⅳ-1）に記載。
34	3回	岸川委員	対策にあたっては、地域の特性に精通した地元の研究機関などと連携・相談しながら進めることが有効（指針・マニュアルに盛り込むべき）。	【資料１５】（指針・マニュアル記載内容骨子案）参照。 指針及びマニュアル（Ⅴ-2）に記載。

【周知について】

No.	検討会の回数	発言者	指摘・意見など	事務局の対応方針案
35	2回	杉本委員 巣山委員	新たに対象となる施設への周知徹底が重要。どのようの行うのか。	指針、マニュアルの充実、自治体や事業者への説明会等による趣旨・内容の徹底、業界等の協力などを想定。
36	2回	安藤委員	メーカーの貯蔵施設の捕捉は可能だが、ユーザーに関しては捕捉できない。	【資料１３】でアンケート調査の概要を整理。